

大田区選挙管理委員会事務局選挙事務補助員（衆議院議員選挙）募集案内

1 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
職務内容及び募集人数	衆議院議員選挙事務補助 4名
任用期間	令和8年1月20日から令和8年2月20日まで 注) 当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考は行いません。
業務内容	次の作業のほか、選挙準備等で必要な作業を行っていただきます。 ・物品の点検及び箱詰め作業等。 ・資料及び案内物等の印刷、封入及び発送作業。 ・データ入力作業及び入力内容の点検作業。
勤務場所	区役所本庁舎9階選挙管理委員会事務局 注) 敷地内は禁煙です。
勤務時間等	原則週4日、9時から16時までの6時間勤務（休憩時間1時間） 注) 職務内容に応じ、上記の勤務時間帯とは異なる時間となる場合もあります。また、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日・休暇	・原則週3日、日曜日から土曜日までの間で固定された曜日が週休日となります。 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 国の行事が行われる日で、規則で定める日 注) 職務内容に応じ、上記の週休日及び休日とは異なる場合もあります。 注) 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
報酬額	日額 8,157円（翌月実績払い）
諸手当（相当額）	通勤手当相当額、超過勤務手当相当額等を支給いたします。
社会保険	原則、雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。 <p>注) 大田区の他の会計年度任用職員の職との兼業はできません。</p>
--	---

※特別区人事委員会勧告等の状況により 報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

2 応募資格

必要資格等はございません。

ただし、地方公務員法第 16 条（以下参照）に該当する方は受験できません。

【地方公務員法第 16 条】

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・大田区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

3 選考方法等

（1）採用までの流れ

① 申込み

申込書と作文の 2 点を記入のうえ、「4 申込方法」のとおり提出してください。

② 書類選考

書類選考を行い、通過者のみ面接のご案内をいたします。その際、職務内容や勤務時間等の確認を行います。

③ 面接

書類選考通過者は、選挙管理委員会事務局にて、面接選考を行います。

④ 合否結果の通知

面接選考の受験者に対し、選挙管理委員会事務局から合否の結果を通知します。

⑤ 採用（1月 20 日）

(2) 判断基準

以下の基準で、作文及び面接を判定いたします。

【作文】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。

4 申込み方法

提出書類について

申込書	申込書は、選挙管理委員会事務局（大田区役所9階）で受け取るか、区のホームページからダウンロードしてください。 記入にあたっては、「申込みにあたっての注意点」をよく読んでください。
作文	あなたの知識や経験等をどのように事務補助員として活かせるかを自筆により400字以内で記入してください。 また、自己PR等がありましたら、併せて記入してください。

注) 提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

(2) 提出方法について

提出書類一式を入れた封筒の表に「事務補助員受験申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、以下の宛て先に郵送または持参にて申し込みください。

注) 郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。

注) 持参の場合の受付は、平日9時から17時までです。(土日祝不可)

(3) 宛て先(持参先)

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区選挙管理委員会事務局

(4) 申込期限

令和8年1月15日(木)17時 (必着)

5 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律

る法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

6 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

大田区選挙管理委員会 案内

大田区役所案内図

JR京浜東北線・東急多摩川線・池上線

「蒲田駅」東口から徒歩 約1分

京浜急行線

「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分



《申込み・問合先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区選挙管理委員会事務局（本庁舎9階南側24番窓口）

電話 03-5744-1462